

一般社団法人 文化財保存修復学会選挙規則

2009年10月21日制定

2011年8月 5日改定

2013年5月31日改定

2017年10月10日改定

2019年11月1日改定

2020年8月7日改定

第1条 理事および監事の選出は、定款に定めるところによるほか、この規則によって行う。

第2条 被選挙人は、選挙の年の選挙手続き開始日における正会員とする。ただし、第4条に定める選挙管理委員は第6条の理事候補者となることができない。

第3条 選挙人は、選挙手続き開始日における正会員とする。

第4条 選挙の管理は選挙管理委員会が行う。委員は6名とし、理事会が正会員の中から選出し、理事長が委嘱する。

第5条 有効な投票が選挙人総数の10分の1を超えないときは選挙を無効とする。無効となった場合には再選挙を行う。

第6条 選挙管理委員会は選挙の開始を理事会に通告し、理事会は15名以内の理事候補者を定め、そのリストを選挙管理委員会に提出する。選挙管理委員会が理事会に通告した日を選挙手続き開始日とする。

第7条 選挙管理委員会は、理事会から提出された理事候補者のリストにもとづき、理事候補者名を記した投票用紙を作成する。

第8条 選挙人は前条の投票用紙中の理事候補者を信任投票する。

第9条 投票の結果、投票総数の過半数を得たものは信任されたと見なす。

第10条 選挙人は、信任投票される理事候補者とは別に委嘱される理事の候補者として、正会員の中から3名まで推薦することができる。

第11条 信任された理事候補者は、前条による推薦結果を尊重しつつ、専門性、地域性、年齢構成等

を考慮した上で、若干名の理事を委嘱することができる。ただし理事を委嘱するにあたっては、本人の同意を必要とする。

第12条 信任された理事候補者と委嘱された理事候補者は、総会の承認を受けて理事に選任される。

第13条 監事は理事長が2名以内で指名し、総会で選任する。

第14条 理事の欠員を生じたときには、理事会が委嘱することができる。監事に欠員を生じ2名を下回る場合には、次の総会を待たずに選任手続きを進める。

第15条 本規則の改定および廃止は理事会の審議を経て行う。